

九州看護福祉大学

平成 26 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 27 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

九州看護福祉大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、九州看護福祉大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

保健、医療、福祉の分野で地域社会に貢献するという建学の理念に基づき、三つの基本理念を規定し、その理念、目的は学則、大学院学則に定められ、学部・学科ごとの教育研究上の目的、三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）へ反映され、地域社会の社会福祉面での職業人材を育成するという具体的な人材像の実現を目指して、教育・研究活動を展開している。寄附行為及び各学則には、教育基本法、学校教育法及び私立学校法の規定を遵守する旨の明確な記述がある。建学の理念、基本理念、五つの教育方針、アドミッションポリシー等は、大学ホームページ、大学案内、履修ガイド等に明示され、学内外に公表されており、教育、社会連携、研究、管理運営等施策についての短・中期的課題と今後の方向性と題する6か年中期計画を策定している。

「基準2. 学修と教授」について

入学者選抜は、学部学科ごとに制定されたアドミッションポリシーに沿って適切に行われている。学部全体の収容定員充足率は概ね充足している。学則に明示した教育目的に沿って教育課程が体系的に編成され、「共通科目」「専門科目」が開設されている。オフィスアワーの実施やTA(Teaching Assistant)等の活用により、学生の学修支援体制は適切に機能している。GPA(Grade Point Average)制度の適用を通じて成績評価の公平性を図るなどその活用が認められる。各種国家試験受験資格の取得のためのキャリア支援が行われている。携帯電話（スマートフォン）を利用した授業評価アンケートの実施やその結果分析の作成等教育目的達成のエビデンスとしている。学生への経済的支援、「キャンパスソーシャルワーカー」の導入等心身の健康管理等の体制は充実している。専任教員は、設置基準上の必要教員数を満たしている。教員の採用、昇任、評価は「九州看護福祉大学教育職員選考に係る資格基準」に基づき、実施されている。また、校地・校舎の面積は設置基準を満たしており、バリアフリー化に対応している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性は「学校法人熊本城北学園経理規程」に定められ、適切な運営がなされている。種々の危機管理規定の制定、内部監査の実施などコンプライアンス体制は整備されている。大学ホームページに財務・教育情報が公表されている。理事会は寄附行為に定める通り設置されており、大学の意思決定組織として、教授会、運営協議会、研究科委員会運営会議、学科長会議等が設けられ、教学に関する意思決定はこれらの会議で行わ

れている。また、大学運営会議を設置し、法人・大学間の運営に関する重要事項の決定機関とするなど理事会機能を補佐する仕組みとなっている。学長が主宰する「運営協議会」は、法人常務理事、事務局長が加わるなど、教員と職員の緊密な協働体制が確保されている。SD(Staff Development)研修関連規定等を定め、職員を育成している。財務状況は総じて健全で、確実な運営を行っている。会計処理は適正に実施され、監事及び評議員は寄附行為の定めに従い選考されている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

大学学則に基づき「自己点検・自己評価委員会」を設置し、学長・副学長等を委員として、教育、研究、学生生活全般、財務の 4 分野の点検項目を設け、自己点検・評価体制を設けている。自己点検・評価は、各部署の所管事項について、調査、データ分析の結果に基づいて進められており、大学ホームページで公表している。また、点検結果の課題解決を通じて、授業改善や国家試験合格率の向上に関する PDCA サイクルは機能している。しかしながら、自己点検・評価は継続的に実施されておらず、実施分野も限られており、今後は法律に定められた分野の実施やその周期、規定整備を含め、全学的な自己点検・評価体制を再構築し、組織的に機能させることが望まれる。

総じて、公設民営の大学としての建学の理念と三つの基本理念を共通の規範として、地域の保健、医療、福祉活動に貢献することを基本とした教育、研究に関わる制度と運営において、看護福祉系大学としての特色と独自性がうかがわれる。平成 20(2008)年に策定した将来構想計画の検証を含めて今後、教育、社会連携、研究、管理運営等の施策についての新しい中期計画の策定が望まれる。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域社会との連携・協力」「基準 B.生涯教育」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

建学の理念は、生活を通して病を克服し健康な生活をつくり出すために、保健・医療・福祉の統合を目指し、また地域社会に貢献するという目標のもと、当該活動についての研

究及び人間的知見と能力を有した人材を育てることとし、設立目的に定めている。その目的を実現すべく、三つの基本理念、①地域とともに成長する大学②生涯にわたって学べる大学③近隣諸国と学ぶ大学一を掲げ、教育研究や地域連携事業を積極的に展開している。さらに学則第1条、大学院学則第2条において、大学の使命、目的が明確に定められており、学部、学科ごとに教育研究上の目的も定められている。また、これらの理念や目的は公的行事の際のスピーチや大学案内等各種冊子により学生や社会にも明らかにしている。策定された三つのポリシーは大学の使命・目的及び教育目的が反映されたものとなっており、学生が卒業するまでの間におのずと目的が達成されるようになっている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の目的は、教育基本法及び学校教育法の精神にのっとるとともに、大学の基本理念に基づき定められており、各学科の目的においても保健・医療・福祉の統合という観点からそれぞれの領域を越える知識・技術を持ち、地域社会に強い専門職業人材を育成することと定めている。このため「地域とともに成長する大学」「生涯にわたって学べる大学」「近隣諸国と学ぶ大学」の三つを標ぼうし、これらの考え方を、学生に周知徹底させるため、学生便覧や大学ホームページ（大学案内：3つのメリット）にも大学の個性・特色として明確に掲げている。また前回の大学機関別認証評価受審（平成20(2008)年度）以降、平成22(2010)年度に鍼灸スポーツ学科及び口腔保健学科を増設し、平成26(2014)年度には大学院に健康支援科学専攻を設置して、それぞれの教育目的を定めるなど、社会情勢、大学組織の変化に対応している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の目的は、大学及び大学院学則に明記されている。学則の制定・改定は、教授会又

は研究科委員会の承認後、教学の重要事項として理事会で承認を得ることとしており、役員及び教職員にも内容の理解と支持を得ている。

建学の理念、三つの基本理念、五つの教育方針、アドミッションポリシー等は、理事長、学長が入学式や学位記授与式などの公的行事の式辞や挨拶の中で触れるほか、入学者選抜試験要項、また、企業等に対する採用のための大学案内、受験生・一般向けの大学案内、さらに学生便覧等に記載されており、学内外へ周知を図っている。

平成20(2008)年9月に策定された「九州看護福祉大学における短・中期的課題と今後の方向性」に、当時の大学の現況並びに使命・目的及び教育目的を踏まえた取組むべき課題と対応策が記されており、当該目的に応じた教育研究組織を設置しており、使命・目的及び教育目的と教育研究組織が整合している。

基準2. 学修と教授

【評価結果】

基準2を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目2-1を満たしている。

【理由】

建学の理念に基づき、学部及び学科ごとにアドミッションポリシーが明確に定められ、大学案内をはじめ、入学者選抜試験要項、大学ホームページ、学生便覧等に明示している。また、大学主催のオープンキャンパス、学外で行われる進学ガイダンスや高校への出張講義等を通して説明されている。

AO、推薦、一般、センター、社会人の各入試等選抜方法の多様化や試験日を複数に設定するなど、入学希望者の選択肢を広げることで、多様な学生の受入れに努めている。

収容定員に対する在籍学生数については、年度によってあるいは学科によって入学者の増減が著しく、一部の学科において定員充足率が低下傾向にあるが、定員確保のための努力を継続しており、学部全体として収容定員を充足している。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

建学の理念とその目的を達成するため、「九州看護福祉大学学則」第 3 条の 2 に学部及び各学科並びに「九州看護福祉大学大学院学則」第 6 条の 2 に研究科及び各専攻に係る教育研究上の目的を掲げている。これらに基づき、学位授与の方針、教育課程編成方針が、大学全体で共有されて教育課程編成がなされている。教育課程は「共通科目」及び「専門科目」を開設し、各学科等の専攻に係る専門の知識・技術に関する科目、及び卒業後の進路を見据えた科目等を設定することにより体系的に編成されている。

教授方法の工夫・開発については、各学科で工夫・開発が行われている。複数の国家試験の受験資格が取得できるカリキュラム上の工夫、学外実習を履修するに当たっては、関連の先修科目の単位取得を義務付けるなど、実践力、応用力が身に付くようにきめ細かく科目、単位の設定を行っている。

【優れた点】

○口腔保健学科で実施されているミャンマー難民キャンプ、終末医療施設、産婦人科での口腔保健実習は、特色ある取組みとして高く評価できる。

【改善を要する点】

○鍼灸スポーツ学科について、1 年間に履修登録できる科目の単位数の上限が設定されていない点は改善が必要である。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

事務局各課は、教育研究及び学生支援業務を主として議題とする各種委員会の事務局としての機能とともに、事務局長や事務局次長及び各課長らが各種委員会の構成員となり議事に参加しているため、教員組織と連携を保ちつつ、教育研究活動を支援する体制となっている。事務職員は、学生に係る入学、修学、進路並びに教員に係る教育、研究の各業務に加え図書館業務を担当しており、教育職員とともに学生の日常の諸活動を支えている。

専任教員によるオフィスアワー制度が全学的に実施されており、成績不振者に対してさまざまな学修支援体制を構築している。これらの学修支援及び授業支援は、個別支援や TA 等の活用により、各学科・研究科それぞれ工夫して行っている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

学部の成績評価基準は学則に規定され、かつ、授業科目の履修に関する規定、GPA 制度及び履修登録科目の取消し等に関する内規により、成績評価の公平性の工夫や GPA 活用が認められる。学期 GPA 及び通算 GPA が成績通知表に記載され、学生及び保証人に通知されることにより厳正な成績評価に活用されている。大学院の単位の修得及び認定の方法は、大学院研究科規定により定められている。

免許・資格を得るための保健師課程及び教職課程履修者並びに鍼灸スポーツ学科の各コース履修希望者の履修要件についても、明確にその基準が示されている。

2 年次以降に開始される実習に必要な「先修科目」が内規として定められ、実質的な進級の条件となっている。

【参考意見】

○シラバスに授業計画等が全く記載されていない科目があるので、不備がないよう十分配慮されたい。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

教育課程内でのキャリア教育支援として、すべての学科が各種国家試験の受験資格を取得できるカリキュラム構成となっている。実習は、各種国家試験受験資格を取得するための要件であると同時にインターンシップの機能を併せ持ち、キャリア教育の役割を果たしている。また、教育職員と事務職員で構成された就職委員会と就職支援室に所属する専門の就職アドバイザーにより、就職・進学に対する相談・助言体制も整備されている。

教育課程外においては、国家試験対策、就職ガイダンス、ビジネスマナーセミナーなどの支援体制を設けているほか、九州・沖縄各県の計 10 会場で「就職と学修に関する保護者との地区連絡会」を開催し、就職や学修に関する学生・保護者との意見・情報交換の場が設けられている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

携帯電話（スマートフォン）のメール機能を利用した「学生による授業評価アンケート調査」を実施し、速やかに回収、分析を行い、結果を担当教員へフィードバックするなど、学修指導などの改善に向けた取組みをしている。また、全教員がアンケート結果を基に「担当授業に関する自己点検・自己評価個人報告書」を作成し、次年度のシラバス作成、教科書選択、学生の理解に即した授業方法の変更に生かすなど、アンケート結果を授業の改善につなげる努力が行なわれている。集計結果はホームページに情報を公開している。

学修の評価方法は、学生便覧やシラバスに記載され、試験の結果も早く学生個人へ開示されている。GPA 制度を導入し、学生の学修意欲の喚起に努めるなど、厳格な成績評価と学生の学修支援に工夫している。国家試験の合格率は、各学科、各試験によって差があるが、正規課程以外の特別講義や集中講義を実施するなど合格率向上のためのサポート体制が整えられており、その効果が期待できる。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生委員会、保健管理センター、担任・アドバイザー教育職員並びに学生課による、生活・健康・学修相談などの支援体制を整えている。学生の心身の健康・生活に関する支援体制として、保健管理センターに「こころの相談室」を設置し、適切に運営している。また、学生が抱えるさまざまな問題解決のために、教職員と連携してサポートする「キャンパスソーシャルワーカー」を平成 26(2014)年 6 月から新たに導入し、支援体制の充実に取り組んでいる。

学生への経済的支援については、日本学生支援機構奨学金のほか、大学独自のさまざまな奨学金制度や授業料減免制度等を設け、学生生活の支援体制を整えている。「ご意見箱」の設置や「学生生活満足度調査」の実施等を通じて、学生の意見・要望を広く把握しており、これらの意見を踏まえ、駐車場の拡張など具体的な改善方策の検討・実施を行っている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとす

る教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

教員構成は、設置基準及び指定規則における所定の数値を満たしており、教育課程に即した配置となっている。教員採用は、公募を原則としており、採用・昇進は、「九州看護福祉大学教育職員選考に係る資格基準」に基づき、研究歴、教育歴、人物を中心に人事委員会で審査し、理事会で理事長の承認のもと、決定している。教員評価については、学生授業アンケート調査の結果を学内掲示するとともに「授業に関する自己点検・自己評価報告書」として取りまとめ、FD 研修会などに活用している。教育研究費については、環境の変化に応じて使用方法を改めるなどの運用がなされており、学長裁量経費の措置が講じられるなど教員の教育・研究活動を支える環境が整えられている。

また、基礎・教養教育の充実のために「九州看護福祉大学基礎・教養教育研究センター」が開設されており、専任教員が配属され基礎・教養教育の質の向上に努めている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地・校舎ともに設置基準で求められている面積を満たしている。平成 10(1998)年の開学当初に整備された施設・設備の老朽化への対応や教育研究環境の改善・充実のために「施設等環境整備計画策定委員会」が中心となり、整備に向けた努力が継続的に行われている。

コンピュータ室の増設や無線 LAN の敷設など、IT 機器の使用環境の整備に努め、視聴覚機器の更新が計画的に行われている。また、学修支援のために図書館を必要に応じて、日曜や祭日に開館するなど柔軟な措置が講じられている。

授業を行う学生数の適切な管理のために、「九州看護福祉大学授業担当時間に関する規程」を制定し、授業を行なう際の学生数の上限を定めている。指定されたクラスの登録者数が多い場合には、この規定の定めに従って 2 クラスに分けて開講するなど、各科目の受講人数は、厳格に管理されている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

経営の規律と誠実性については「学校法人熊本城北学園経理規程」に定めて毎年度の予算編成方針に反映されており、経営の体制は整備され適切な運営が行われている。また、平成 20(2008)年 9 月に「九州看護福祉大学における短・中期的課題と今後の方向性」を策定し、大学の使命・目的を達成するための継続的努力がなされている。

寄附行為を含む大学の諸規定は、学校教育法、私立学校法、設置基準等の法令にのっとりて制定され、ハラスメントの防止、個人情報保護、公益通報、安全衛生管理等に関する規定や危機管理マニュアルも整備されており、職員が安全かつ安心して業務に専念できるよう、また、学生が良い環境で勉学に励むことができるよう配慮している。

教育情報及び監査報告や事業報告を含む財務情報はホームページに掲載され、かつ、決算概要や経年比較により詳細に解説している。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は平成 25(2013)年度は 7 回開催されており、私立学校法及び寄附行為にのっとりた審議・決定が行われ適切に運営されている。理事の選任も寄附行為にのっとりており、また、公設民営の大学として 7 人を外部から選任して地域の多様な意見を取入れることとしているなど、使命・目的の達成に向けた体制が整備されている。

大学の運営に関する業務を協議するために理事長、理事長職務代理者、常務理事、学長、副学長 2 人の計 6 人で構成する「大学運営会議」を設置し、また理事会及び評議員会の議題の調整、大学運営に関する課題等について懇談するために学内理事・評議員会を理事会及び評議員会の 1 週間前に開催するなど、理事会機能を補佐し、かつ、大学運営を戦略的

に意思決定する体制が構築され適切に機能している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

- 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学科会議、専攻会議、各種委員会企画・調整・議論した事項が、教授会あるいは研究科委員会で審議・決定されるという、教学における意思決定の権限と責任が明確になっている。

学長は教授会、「運営協議会」及び「研究科委員会運営会議」の議長として会議を招集・主宰していること、研究科委員会には構成員として入っていること、また入試や教務等の教学に関する大学運営を補佐する副学長を置いていることなど、学長のリーダーシップが発揮できる体制が整備されている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事会と大学執行部との意思疎通を図り、大学における柔軟かつ機動的運営を図ることを目的として「大学運営会議」の設置を「学校法人熊本城北学園組織運営規程」で定め、理事会と教授会等の大学運営機関とのコミュニケーションを図り、「大学運営会議」で審議決定された事項について学長が教授会等において議題とするなど、法人と大学との意思決定の円滑化を図っている。また、学長が主宰する「運営協議会」は、学長、副学長等の教学関係者に加え、法人から常務理事が構成員として加わり審議・協議内容を理事長へ報告するなど、法人と大学との意思疎通は十分に図られている。

監事及び評議員の選考に関する規定が整備され、かつ、適切に選任されている。また、監事は理事会・評議員会に出席して学校法人の業務や財産について意見を述べ、公認会計士による監査結果について意見交換を行うなど、相互チェックによるガバナンスの機能性は保たれている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

「学校法人熊本城北学園組織運営規程」「学校法人熊本城北学園事務分掌及び職務権限に関する規程」等を制定し、使命・目的を達成するための事務体制が構築され、各組織での権限と責任を明確にして業務が効率的に行われるよう職員を配置している。

業務執行については、理事長・学長の指揮監督のもと、事務局が適切に管理しており、さらに事務局長は「運営協議会」の構成員として、各課長は教授会や各種委員会の構成員或いは陪席者として会議に出席して教員と職員の緊密な協働が確保されている。

組織としての事務力向上を目指し、また組織力の基礎となる職員個々の資質向上のため、日常業務に関連付けた内容を基礎とした SD 研修会を実施している。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

毎年度の事業計画及び予算は中期的に財政基盤を強化していくという方針のもと、編成されている。各年度の事業計画に記載された事業内容に係る経費については、予算編成方針により予算を編成し、事業の実施に当たっている。平成 21(2009)年度から赤字となっていた消費収入超過額は、平成 24(2012)年度、平成 25(2013)年度においては黒字となっている。また、帰属収支差額は、開学 4 年目の平成 13(2001)年度から平成 25(2013)年度まで、13 年間黒字を継続している。このように消費収支の均衡を図り、健全財政を維持・継続することに努めている。外部資金の導入についても、私立大学等経常費補助金、寄附金募集に力を注いでいる。

3-7 会計

- 3-7-① 会計処理の適正な実施
- 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理については、「学校法人熊本城北学園経理規程」「学校法人熊本城北学園経理規程施行細則」「学校法人熊本城北学園固定資産及び物品管理規程」及び学校法人会計基準等にのっとり、処理されている。また、予算額とかい離のある決算額科目については、補正予算を編成の上、評議員会、理事会の審議を経て決定されている。監査体制については公認会計士、監事による会計監査及び業務監査のほか、学内監査人による監査の実施等が行われている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

九州看護福祉大学学則で「本学における教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行う」ことを明記し、教授会の下部組織として学長を委員長とした「自己点検・自己評価委員会」を設置して、自主的・自律的な自己点検・評価を行う体制を構築している。

前回（平成 20(2008)年度）の大学機関別認証評価以降において全学的な自己点検・評価が実施されていないものの教育分野では授業評価、国家試験合格率等、研究分野では研究活動及び外部研究費の獲得状況等、学生生活全般では学生生活満足度、図書館や保健管理センターの利用状況等、財務状況では財産目録、貸借対照表・収支計算書等と評価項目を決定して実施している。

【参考意見】

- 自己点検・自己評価委員会は、全ての点検・評価項目について中心的な役割を担うことが求められているので、定期的な実施計画、総括等、統括機関としての機能を十分果たすことが望まれる。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・自己評価委員会が中心的な役割を担って実施計画や総括等、統括機関としての機能を持ち、学内の各部局は所轄する事項について透明性・公平性を確保しながら調査を実施してデータや資料を蓄積し、現状分析を行うこととしている。

前回（平成 20(2008)年度）の大学機関別認証評価受審の際に作成した自己点検・評価報告書がホームページ上で公開されている。

4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

授業改善、国家試験合格率向上のための自己点検・自己評価について、教育研究の分野で PDCA サイクルに基づく活用方法が構築され、授業改善、国家試験合格率向上に関する PDCA サイクルが機能している。また、前回の認証評価の指摘事項についても改善を進めている。今後は、大学運営の向上に向けた PDCA サイクルを全学的に確立するための努力に期待したい。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域社会との連携・協力

A-1 地域社会との連携・協力量針

- A-1-① 地域社会との連携・協力に関する方針の明確化
- A-1-② 地域社会との連携・協力に関する具体的取組

A-2 地域社会への貢献

- A-2-① 生涯学習への貢献
- A-2-② 自治体、高等学校、団体との連携

【概評】

基本理念の一つとして「地域とともに成長する大学」を掲げ、法人や大学が発行する冊子類には必ず掲載している。大学の持つ全ての能力・機能・施設を地域に開放し、21世紀の超高齢化社会を行政・地域・住民・大学が一体となって支えていくことを目指している。

具体的には、熊本県玉名市、長洲町等、地域の自治体と連携協力に関する協定を締結、さらに玉名市とは協力協定に係る運用書、地域連携事業計画書を作成するなど、地域社会との連携協力を精力的に行っている。今後、これまでに培ってきた連携協力に関する方針を「九州看護福祉大学地域連携・社会貢献の基本方針」として取りまとめ着実に実行する計画である。

生涯学習への貢献としては、恒常的な公開講座の開設はもちろん、介護技術講習会、教員免許状更新講習を実施している。地域のニーズや国の施策に対応した講座を開講することにより、学生の教育だけでなく、地域住民の「生涯にわたって学べる」場となっている。このほか、自治体との連携協定に基づくさまざまな事業への参加、高校生が授業を受講して修了証を発行する高大連携制度、大学コンソーシアム熊本への参加、地元自治会、警察署、福祉施設との連携・協力など、幅広く地域社会に貢献している。

大学の基本理念の一つである「地域とともに成長する大学」の実現のため、地域社会との連携・協力、地域社会への貢献に向けて大学が一体となって取り組んでいることは賞賛に値する。

基準B. 生涯教育

B-1 生涯教育の推進

- B-1-① 生涯教育に関する方針の明確化
- B-1-② 生涯教育に関する支援体制の整備
- B-1-③ 生涯教育に対する

【概評】

大学の基本理念の一つに「生涯にわたって学べる大学」を掲げ、公設民営大学として地域の生涯教育に地域貢献委員会、公開講座運営委員会、教職課程運営委員会を中心に取組んでいる。平成25(2013)年には、地域住民の生涯教育を推進するため、専任の教職員を配して「九州看護福祉大学生涯教育研究センター」を設置し組織の強化を図っている。現在では同センターは、生涯学習に関する調査研究や教育、研修活動の実践に中心的な役割を果たしている。その活動範囲には、熊本県地域医療再生計画事業の看護師を対象とした生涯教育を包含している。平成25(2013)年度の主な生涯教育の活動実績としては「訪問看護ステーション管理者研修プログラム」「退院支援・退院調整ナース養成研修プログラム」「潜在看護師のための（訪問看護）リカレント研修プログラム」「潜在看護師リカレント研修におけるフォローアップ&スキルアップ研修プログラム」「現任訪問看護師のための専門研修会（ガン領域）プログラム」「現任訪問看護師のための専門研修会（小児科領域）プログラム」「現任訪問看護師のための専門研修会（精神科領域）プログラム」の遂行などを挙げることができる。多様なプログラムに従って系統的に展開するこれらの生涯教育活動は、熊本県における地域医療の再生に少なからず貢献していると判断でき、高く評価できる。

